

★ 旅行プラン

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金		保険金をお支払いできない主な場合	
傷害保険金	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)		死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。		① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ⑦ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧ 頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど	
	後遺障害保険金(後遺障害等級限定(第7級以上)補償特約セット)	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合		後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の42～100%をお支払いします。(注)補償期間(保険のご加入期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			
個人賠償責任保険金(個人賠償責任補償特約)		被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ① 被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故		1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いすることができます。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 ※2 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。		① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任など	
携行品損害保険金(携行品損害補償特約)		外出中に偶然な事故により、被保険者が所有し携行する身の回り品(携行品)に損害が生じた場合 ※ 次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ① 船舶・航空機・自動車・バイク・コート ② 自転車・サーフボード・ラジコン模型 ③ 携帯電話・携帯型パソコン ④ 義歯・コンタクトレンズ・眼鏡 ⑤ 動物・植物 ⑥ 手形、印紙、切手 ⑦ 預金証書・クレジットカードなど		被害物の時価(注)を基準に算定した損害額から自己負担額(1事故につき3,000円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、補償期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。(注)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 ※ 1個、1組または1対のものについては10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。		① 故意または重大な過失による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ ねずみ食い、虫食い ④ 自然の消耗または性質による変質・変色、欠陥 ⑤ 機能に支障なき擦傷・塗料のはがれ等 ⑥ 電氣的・機械的の事故、置き忘れまたは紛失など	
キャンセル費用保険金(キャンセル費用補償特約)		被保険者、被保険者の配偶者または1親等以内の親族の死亡、傷害、疾病による入院により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行など)の提供を受けられなくなった場合		サービスをキャンセルした場合に払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用に対して、キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします(自己負担額は、1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%のいずれか大きい額)。ただし、お支払いする金額は保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。		① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ② 提供されるサービスが職務遂行に關係するものである場合 ③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転による事故 ④ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ⑥ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故 ⑦ 頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど	
救済者費用保険金(救済者費用等補償特約)		次のいずれかに該当したとき ① 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合 ③ 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合 ④ 被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合		保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が支出した次の費用をお支払いします。 ただし、お支払いする保険金の額は保険期間を通じて救済者費用保険金額が限度となります。 ① 捜索救助費用 ② 現地(注)に赴く被保険者の親族の交通費(2名分まで、現地(注)でのホテル客室料(2名分までかつ1名につき14日分まで) ③ 現地(注)からの移送費用 ④ 諸雑費(左記①から③に該当する事由が国外で発生した場合20万円限度、左記①から④に該当した場合3万円限度) (注)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。		① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ⑦ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧ 頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
案件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち、「戦争、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3)職務として操縦する場合を除きます。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
--

- 後遺障害等級限定(第7級以上)補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42～100%)を適用すべく後遺障害が生じた場合のみ、後遺障害保険金をお支払いします。
- 夫婦型の場合、被保険者の範囲を、別紙「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のよう変更します。
- 家族型の場合、被保険者の範囲を、別紙「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。
(1)「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が継続に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。
(2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかを必要とします。
(3)「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一瞬に吸入、吸取または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- 「住宅」とは、本人の居住の用に供される住宅をいい、この住宅の敷地内の不動産および不動産を含みます。
- 「乗車券等」とは、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。(注)定期券は除きます。